北九州市立病院機構治験・臨床研究審査委員会規程

令和3 (2021) 年6月30日

(目的)

第1条 この規程は、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号。)、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号。)又は再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号。上記の三省令を併せて以下「医薬品GCP省令等」という。)及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)(以下「指針」という。)に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構(以下「機構」という。)の理事長が設置する治験・臨床研究審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「審査対象治験等」とは、治験又は製造販売後臨床試験の実施に関し、 依頼者と契約を締結して行う治験又は製造販売後臨床試験をいう。
- 2 この規程において「医師主導治験」とは、医薬品GCP省令等第2条第22項に規定される 「自ら治験を実施しようとする者」及び同条第23項に規定される「自ら治験を実施する者」が行 う治験をいう。
- 3 この規定において「臨床研究」とは、指針に基づいて実施する特定臨床研究以外のすべての 臨床研究(観察研究含む)をいう。

(組織)

第3条 委員会は、機構本部に置き、委員は北九州市立医療センターおよび北九州市立八幡病院 の院長が指名し、理事長が任命する者をもって組織する。

(業務)

- 第4条 委員会は、医薬品GCP省令等のほか、指針の定めるところにより、審査対象治験等、 医師主導治験、並びに臨床研究を実施しようとする北九州市立医療センターもしくは北九州市 立八幡病院(以下「治験等実施医療機関」という。)の院長から依頼を受けて、審査を行う。
- 2 委員会は、当該治験等実施医療機関の院長に審査結果を通知し、理事長に報告する。

(運営等)

第5条 委員会の運営等については、理事長が別に定めるところにより行う。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は北九州市立医療センターおよび北九州市立八幡病院の事務局管理 課の協力を得て、機構本部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるほか、この規程の実施にあたって必要な事項は理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、令和2 (2020) 年5月20日から施行する。
- 2 この規程は、令和2(2020)年6月24日から施行する。
- 3 この規程は、令和3 (2021) 年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和3 (2021) 年6月30日から施行する。